規

則

♦規

則 目

県有種雄畜貸付規則の制定

氼

鳥取縣規則第百五號

県有種雄畜貸付規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事

西

尾 愛

治

県有種雄畜貸付規則

自 的

第一條 この規則は県有種雄畜を貸付して家畜の改良增

> 殖を促進し、 もつて畜産の振興を図ることを目的とす

(定義)

第二條 この規則で種雄畜とは、 **4**,

馬、

めん羊、

山羊

及び豚の種雄をいう。

(借受者)

第三條 県有種雄畜は農業協同組合法 (昭和二十二年法

律第百三十二号)による団体、その他知事が適当と認

める団体(以下「借受者」という。)に対して貸付する。

第四條 借受者は第一條の目的を達成するため適当と認 (最終借受者)

受けた県有種雄畜を知事の許可を受けて貸付すること める者(以上「最終借受者」という。)に対し貸付を

.3

(借受証)

## (号外) 第59号 2 報

に提出しなければならない。

第五條 (申請書 年二月末日までに別記様式第一号による申請書を知事 県有種雄畜の貸付を受けようとするもの

第六條 、最終借受者の変更) しなければならない。 すみやかに別記様式第二号による借受証を知事に提出 借受者は、県有種雄畜の貸付を受けたときは、

第八條 (貸付期間) 滿四箇年、牛、 あらかじめ知事の許可を受けなければならない。 更することができる。 但し貸付後知事が必要と認めたときは、 県有種雄畜の貸付期間は、貸付の日から、 借受者は最終借受者を変更しようとするときは、 めん羊、 山羊及び豚は滿三箇年とする。 貸付期間を変 馬は

昭和27年12月27日 土曜日 鳥 取 県 公

第九條 (共済保険)

借受者は貸付種雄畜を、農業共済保険に附さな

(繁殖成績の報告)

ければならない

は、

每

第十條 号の台帳を備えて必要な事項を記入し、 報告書を作成して、 に掲げる区分に従い、 に提出しなければならない。 借受者は、 県有種雄畜偕受期間中別記樣式第三 当該各号に掲げる期日までに知事 別記様式第四号による繁殖成績 毎年左の各号

二、めん羊及び山羊にあつては前年の八月一日又は貸 付を受けた日から七月末日までのものにつき、 毎年一月末日まで 付を受けた日から同年十二月末日までのものにつき 毎年

馬及び豚にあつては、

前年の一月一日又は貨

八月末日まで

F

払 第十一條 場合は購入時の価格の県費負担額の率に相当する金額 事は借受者の希望により時価をもつて払下げることが できる。但しその種雄畜購入のとき寄附行爲のあつた 貸付種雄畜の貸付期間が滿了したとき は、

ればならない。

をもつて払い下げることができる。

二、前項の金額は借受者の評価價格を参考として知事 が決定するものとする。

が天災、

その他やむを得ない事由によると知事

賠償金額を減発することが

で

き

領により知事が決定するものとする。

但し事故の原

因 要

前項の金額については、第十一條第二項と同樣の

が認めたときは、

第十二條 者に対し、その貸付時の価格に相当する金額を貸付の て分割納入させるものとする。 牛については一年すえおいて後三年間に期日を指定し 日から黑毛和種種牡牛については三箇年賦で乳用種牡 のうち特別の事情があると認める場合においては借受 知事は前條の規定にかかわらず、貸付種牡牛

前項の金額を完納した借受者に対し知事は種牡牛

を譲渡する。

償)

第十三條 ばならない。但しへい死の場合においては獣医師の大な事故を生じたときは、直ちに知事に屆け出なけ 断書又は檢案書を添付しなければならない。 貸付種雄畜が失踪、 盗難、 ^, b, 死 その他 診れ重

2、前項の事故によつて、 知事の定める金額を知事の指定した期日に賠償しなけ 損害を生じた場合、 借受者は

> 第十四條 (経費負担) の他一切の経費は、 び場所で行い、これに要する費用及び飼養、 貸付種雄畜の受渡しは知事の指定する期日及 借受者の負担とする。 管理、 そ

(貸付種雄畜の返納)

第十五條 貸付種雄畜を返納させることができる。 受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求するこ とができない。 借受者がこの規則に違背したときは、 この場合、借 知事は

1との規則は、 公布の日から施行する。

2次に掲げる規則は廃止する。

1

5	昭和27	年12月27	7日	土曜日	鳥	取	県	公	報	(号	<u></u> የ)	第5	9号	
		2 1	備	右のとおり昭和			種類		鳥取県知事			年	樣式第二号	
	ح	2最終借受者を設定して飼育管1家畜の種類別に作成すること	考	昭和			番貸号付		事氏			月		
		者を設定類別に作		年	-		名	借				Н		
		して飼育		月			稱	受	名					
		管理さす		日附第			品	証	殿		住			
	•	のか又は		第	-		種生	thr.		借受	所			
		は借受人自		문			生年月日			人	•	•		
		最終借受者を設定して飼育管理さすのか又は借受人自身で飼育管理するのかその別を明らかにする家畜の種類別に作成すること		号貸付申請書に基き借受けました。			飼養管理の場所又は最終借受者			氏名印				

昭和27年12月27日 土曜日 (号外) 鳥取県知事 3との規則施行の際現に貸付中の種雄畜については、 家畜の改良増殖を図るため左記のとおり家畜を借り受け 4昭和二十七年に限り第五條中「毎年二月末日」とある 様式第一号 る。 のは、 の規則の規定にかかわらず、 第三号) 第七十七号) 県有種牡牛貸付規則 果有種雄畜貸付規則 家畜借受申請書 「知事の指定する日」と読み替える もの とす 氏 住 名 月 所 申請人 H (昭和二十五年十月鳥取県規則

たします。

(昭和二十五年一月鳥取県規則

たいので県有種雄畜貸付規則第五條の規定により申請い この申請により貸付を受けたときは、県有種雄畜貸付規

則に規定する條項及び貸付通知書による指示事項につい

ては何等異議の申立をせず、借受人の義務を完全に履行

することをここに誓約いたします。 一種雄畜の種類、品種及び頭数

なお従前の例による。

ح

三予定飼育場所別頭数 二産地その他希望事項

四種付予定雌家畜数

五借受期間

家畜の種類別に作成すること。

氏

印

	- A+ (	1. (		1 20	- Juant		•						i ⑪	樣	
	貸作番号	J		者	標号					畜	台帳	ŧ	ا ا	樣式第三号	
-	名	稱	П	種	生年	月日	] <u> </u>	<b>美錄</b> 又 <b>美錄</b> 都	.ば ·号	產		地		二号	
I			. (												
	モ 及び	だ特徴 と特徴	<u> </u>								-				
	Ú	父是	<b>登録</b> <ul> <li>○</li> <li>○</li> </ul>	子 第		号~	父	•	[曾	祖母	:	-	貸付		
						(胜	1母		(曾	祖父祖母	:		種		
?		母者	金銀金	号		₽.}	l父		(曾	祖父祖母	:		雄		
	統		0 (	-		ザ (社	母		<b>√</b> 曾	祖父			畜		
	借号	受 期	間		<del></del>								台		
	最終	8借受	者		-								帳		
	飼	有場	)	.1 4											
		年	f	した 雌 -	Æ	種付		数 種付		計		摘			
	種	次	品	頭	によの	るも	不にの	るも	雄	雌	計	要			
			種	数	雄	雌	雄	雌							
	付		<u> </u>		· ·		1					-			
			<u> </u>	<u> </u>		]									
	成		]	<u> </u>  .											
	績						·								
				1											
														*	
Y.															
														ſ	

7	昭和27年12月27日	土曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第59号

441.		M.			1			· · · · ·	1		_	$\mathcal{Z}_{\mathbf{p}}$
雄の		番	号	<u> </u>	-				-		_	
名		名	稱				_		_			
稱		登 又は錄記	錄 番号		_							
		盟	種									
		£ v	色び			•					1	種
		· 及 特	徴									
		生年)	目日									付
		產	地									
		血統	父母									台
,		飼育 往 所 月	皆の ・									
											$\exists$	帳
		摘	要									
,	種	第 1 第 2	——— 回 回	月日	日日	月日	ㅂ	月月月	日日	月月	日日	
	付	第 1 第 3 第 4		月月月	日日	月月月月	日日日	/月月	日日	月月	日日日	
		名	— <u>巴</u> —	/,		./.j		/1			13.	
			品種	,								
	產	手										
		· 及	色び黴									
		生年。	月日				,*					
		產	地									
	_	生產	者									
	仔	措										
		. 要										

 $\zeta \gamma$ 

9	昭和27年12月27日	土曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第59	号
							金魚			
	•			ŀ	番貸 号付		(第三表)		>	備
		-			番耳 号標	雄		記事	1 前	
		-			名	(王)	雄	する	一種付货	考
					稱	羊		記載するものとする。	。	
					餇	豚	緬	3	トの欄中	
				-	飼育場所	IDX.	(山豚)		その他と	
					緬(山	種	羊		ある笛	
				-	緬(山)羊(豚)数	付雌	<b>年</b> 年	Ē	引載しる。) ことら。 前年種付雌馬数の欄中その他とある箇所には種付後死亡し又は転買等により不明となつたものを	,
		.			雄	產	-		付後死力	
					雌		月月	]	し し 又	
						仔			は転買	-
					計	数	日日まかで	)  }	等によ	
					打	商			り不明し	
									こなつち	
			-		F	更		٠	にものも	
					3	*	,		æ	
		<u>-</u>								

ī		采貸	_	第二表)		番	貸		(第一表)		樣式
		番貸 号付	雄	表)		番号	貸付	雄	表		樣式地四号
		名				名	;			家	
		稱		雄		科	9		雄	畜	
		飼育場所	馬	馬		6 育場月		牛	牛	繁 殖 4	
		雌馬数	種付	年年		太	生	種 付 ———	年年	成績報	
		受胎数	तेति			雄	お年種			吿	
		数不受胎	前年種付雌馬数	月月		雌	の付に	本	月月	書	· .
		その他	雌馬数	日日まか		雄	よるものに	年	日まから		,
		計		でら	-	雌	の付に	- 産	でら		
		雄	本年			雄	合				
		雌	十產仔	,		雌		仔			
		計	数			計	計	数			
			摘				摘				
			要				要				

ξ Š